

委員会提出議案第 5 号

議会会議規則の一部を改正する規則

みだしの件について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 109 条第 6 項及び議会
会議規則第 13 条第 3 項の規定により提出する。

令和 6 年 12 月 17 日提出

議会運営委員会

委員長 坂 上 昌 史

提案理由

議会に係る手続きのオンライン化などを内容とする地方自治法の一部を改正する法
律が令和 6 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、本町の議会会議規則についてもオンラ
イン化に対応すべくこの規則案を提出するものです。

議会会議規則の一部を改正する規則

議会会議規則（平成12年議会規則第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前に掲げる規定を同表の改正後に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
目次 第1章～第10章（略） 第11章 辞職及び資格の決定（第97条—<u>第100条の2</u>） 第12章～第18章（略） 第19章 補則（<u>第128条の2—第129条</u>） 附則 （会議時間） 第8条（略） 2 議長は、必要があると認める場合は、<u>会議に宣告することにより、会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> <u>3 前項の規定にかかわらず、議長は、会議中でない場合であって</u>	目次 第1章～第10章（略） 第11章 辞職及び資格の決定（第97条—<u>第100条</u>） 第12章～第18章（略） 第19章 補則（<u>第129条</u>） 附則 （会議時間） 第8条（略） 2 議長は、必要があると認めるときは、<u>会議時間を変更することができる。ただし、出席議員2人以上から異議があるときは、討論を用いないで会議に諮って決める。</u> [新設]

緊急を要するときその他の特に必要があると認めるときは、会議時間を変更することができる。

4 (略)

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)

4 投票の効力に係る法第118条第6項の規定による通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条第1項から第3項まで、第32条第1項、第33条及び第34条の規定を準用する。

(資格決定の通知)

第100条の2 法第127条第3項の規定により準用される法第118条第6項の規定による決定の本人への通知に関し必要な事項は、議長が定める。

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、コート、マフラー、傘
_____の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、
病気その他の理由により会議への出席に必要と認められる物であ
って議長にあらかじめ届け出たものについては、この限りでな
い。

3 (略)

(開票及び投票の効力)

第31条 (略)

2・3 (略)

[新設]

(選挙規定の準用)

第84条 記名又は無記名の投票を行う場合には、第27条、第28条、第29条、第30条、第31条_____、第32条第1項、第33条及び第34条の規定を準用する。

[新設]

(携帯品)

第102条 議場に入る者は、帽子、外とう、襟巻、つえ、かさ、写真機及び録音機の類を着用し、又は携帯してはならない。ただし、
病気その他の理由により議長の許可を得たとき
_____は、この限りでない。

(電子情報処理組織による通知等)

[新設]

- 第128条の2 議会又は議長若しくは委員長（以下この条及び次条第1項において「議会等」という。）に対して行われる通知のうちこの規則の規定において文書その他文字、図形その他の人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物（次項及び第6項並びに次条において「文書等」という。）により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織（議会等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下この項及び第4項において同じ。）とその通知の相手方の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法により行うことができる。
- 2 議会等が行う通知のうちこの規則の規定において文書等により行うことが規定されているものについては、当該通知に関するこの規則の規定にかかわらず、議長が定めるところにより、議長が定める電子情報処理組織を使用する方法により行うことができる。ただし、当該通知を受ける者が当該電子情報処理組織を使用する方法により受ける旨の議長が定める方式による表示をする場合に限る。
- 3 前2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知については、当該通知に関するこの規則の規定に規定する方法に

より行われたものとみなして、当該通知に関するこの規則の規定を適用する。

4 第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行われた通知は、当該通知を受ける者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時（第20条、第90条第1項、第91条第1項及び第124条の規定による議員に対する通知にあっては、当該ファイルへの記録がされた時又は議会等が、当該通知を受ける者が当該通知をすべき電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機（入出力装置を除く。）による情報処理の用に供されるものをいう。次条において同じ。）に記録されている事項を議長が定める方法により表示をしたものの閲覧若しくは当該事項について当該者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録をすることができる措置をとるとともに、当該者に対し、議長が定める電子情報処理組織を使用して当該措置がとられた旨の通知を発した時のいずれか早い時）に当該者に到達したものとみなす。

5 議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知のうち当該通知に関するこの規則の規定において署名し、若しくは連署し、又は記名押印すること（以下この項において「署名等」という。）が規定されているものを第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行う場合には、当該署名等については、当該署

名等に関する規定にかかわらず、氏名又は名称を明らかにする措置であって議長が定めるものをもって代えることができる。

- 6 議会等に対して通知を行い、又は議会等から通知を受ける者について対面により本人確認をするべき事情がある場合、議会等に対して行われ、又は議会等が行う通知に係る文書等のうちにその原本を確認し、又は交付する必要があるものがある場合その他の当該通知のうちに第1項又は第2項の電子情報処理組織を使用する方法により行うことが困難又は著しく不適當と認められる部分がある場合として議長が定める場合には、議長が定めるところにより、当該通知のうち当該部分以外の部分につき、前各項の規定を適用する。この場合において、第3項中「行われた通知」とあるのは、「行われた通知（第6項の規定により前2項の規定を適用する部分に限る。以下この項から第5項までににおいて同じ。）」とする。

（電磁的記録による作成等）

第128条の3 この規則の規定（第28条第1項（第84条において準用される場合を含む。）を除く。）において議会等が文書等を作成し、又は保存すること（次項において「作成等」という。）が規定されているものについては、当該規定にかかわらず、議長が定めるところにより、当該文書等に係る電磁的記録により行うことができる。

〔新設〕

<u>2 前項の電磁的記録により行われた作成等については、当該作成等に関するこの規則の規定により文書等により行われたものとみなして、当該作成等に関するこの規則の規定を適用する。</u>	
---	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。